

山形県若手医師海外研修等支援事業

若手医師海外研修等支援事業は、県内の若手医師が最先端の医学知識や医療技術を修得するために海外研修等に参加する場合の支援を行うことで、地域医療をリードする医師を養成するとともに、地域の医療水準の向上と若手医師の県内定着を図るために実施します。

対象者（次の条件全てに該当する医師が対象となります。）

- ① 臨床研修**2年目以降**の医師であって、補助金の申請日時点において**満40歳未満**の者であること
- ② 県内の地域医療に貢献する意欲のある者であること
- ③ 海外視察（期間が1週間以上1か月未満のもの）にあつては、海外視察後に引き続き、1年間、県内医療機関において確実に勤務できる者であること
- ④ 海外研修（期間が1か月以上のもの）にあつては、海外研修後に引き続き、研修期間（移動日を除く。）の5倍の期間（当該期間が3年に満たない場合、3年とする）、県内医療機関において確実に勤務できる者であること

※ 海外研修等の終了後に③又は④の条件が満たされない場合は、経費の全額を返還していただきます。

支援内容

・海外研修等のための経費として、海外研修等の期間^{※2}に応じて、**渡航費（最大30万円）、研修等・滞在費（日額1万円）**を補助します^{※3※4※5}。

※2 研修期間が1年を超える海外研修の場合は、上限が1年となります。

※3 他の制度により海外研修等に係る経費が支給される場合、補助対象外となります。

※4 研修等期間により下記の金額が上限となります。

- ・ 視察期間 50万円
- ・ 研修期間1か月以上3か月未満 100万円
- ・ 研修期間3か月以上6か月未満 150万円
- ・ 研修期間6か月以上 300万円

※5 申請多数の場合、予算の範囲内で調整して交付するため、申請どおりの補助とならない場合があります。

スケジュール

・ 申請書提出期限：令和7年10月31日（金）

※申請状況によって追加募集を行う場合があります。

※海外研修等を予定されている方は、お早めにご相談ください。

詳細は
こちら



問い合わせ先 山形県健康福祉部 医療政策課

電話：023-630-3159 e-mail：ishikakuho@pref.yamagata.jp

